

平成16年3月29日

各位

株式会社UFJホールディングス
コード番号8307

土地信託事業に係る調停の成立について

当社子会社のUFJ信託銀行株式会社が、大阪市を委託者兼受益者（以下「委託者」）として受託する土地信託事業に関し、本日、委託者との間で調停が成立いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 事業の概要

- (1) 土地信託委託者兼受益者 大阪市
- (2) 土地信託受託者 UFJ信託銀行（受託シェア50%）ほか2行
- (3) 事業の名称及び所在地 霞町土地信託事業（施設名「フェスティバルゲート」）
大阪市浪速区恵美須東3丁目

2. 調停成立に至るまでの経緯

- 平成3年3月 土地信託契約締結
- 平成9年7月 施設開業
- 平成14年7月 受託者3行が委託者を相手として大阪簡易裁判所に調停申し立て
- 平成16年3月 調停成立（本件）

3. 調停の概要

- (1) 平成16年9月末日をもって本件土地信託契約を合意解除
- (2) 信託契約終了日に信託財産（土地、建物等）を現状のまま委託者へ引き渡し
- (3) 受託者が締結している契約上の地位並びにそれに基づく権利義務は、信託契約終了日をもって委託者が承継
- (4) 委託者は、信託契約終了日において信託財産に属する受託者に対する債務に相当する額を、信託契約終了日に受託者へ支払い
- (5) 土地信託契約の合意解除に伴う解決金180億円を信託契約終了日に受託者3行が委託者へ支払い

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

本件により、既に発表しております当期連結業績予想に変更はありません。

以上